

3月定例会質疑

少子化を防ぐために深刻な嫁不足の解消に全力を

中津伸一議員 町は少子化対策としてさまざまな子育て支援の方策を打っていますが、それでも少子化に歯止めがかかっていません。結婚するカップルを増やすような大々的なイベントを行う考えはありませんか。

山田町長 まったくそのとおりです。今後一生懸命検討しながら、やってゆきたいと思います。

特別職報酬等審議会を開いて見直すべき

塩 史子議員 特別職の費用弁償については、財政難のために減額している自治体がかなりありますが、他町村の状況を調査して見直すべきではありませんか。

黒田総務グループリーダー 最近減額して見直しをはかっている自治体も出てきていますので、近隣町村の状況等を調査するとともに上司と協議します。



雨天でも安心「ふれあいドーム」

町長は高齢者福祉をどう考えているのか

中津伸一議員 町長は昨年の12月議会で、特別養護老人ホームについては小学校のころには建設しないと回答しましたが、今回、施政方針の中で国・県の指導のもと、本町独自の特別養護老人ホームの建設について検討すると報告しましたが、その中身について、場所はどこなのか、もっと具体的に教えてください。

山田町長 私の考えを訂正しながら前向きに考えてゆきたいと思えます。



特別養護老人ホームは小学校北側で決まりか

国民保護協議会条例制定の目的は何か

猪狩新一郎議員 条例制定の目的に武力攻撃事態という言葉がありますが、どのような攻撃を想定しているのでしょうか。また、実際に相手が武器を持って攻撃してきた場合、協議会で対応できるのですか。

水野福祉環境グループリーダー 武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国民の生命、身体および財産を保護するための法律に基づく条例で、実際に攻撃を受けた場合に、町から国および県に連絡して対応を協議するマニュアルのようなものです。

行政や政治は弱者に光を当てなければならぬ

中津伸一議員 特別養護老人ホームの建設について真剣に考えているなら、弱者に光を当て、お金が多量に足りなくても高齢者が本当に安心して入っていただけるような施設を整備しなければならぬと考えますが、どう考えていますか。

山田町長 それは今後の課題ではないかと思っておりますので、これ

からいろいろと町独自の方法を考えてゆきたいと思えます。

受益者分担金は状況を見きわめて賦課すべき

中津伸一議員 公共下水道の受益者分担金は、土地面積に応じて課されていますが、宅地でない部分にも課せられているから払わないという意見も聞かれます。現地の状況をよく見きわめてから賦課すべきではありませんか。

賀沢建設グループリーダー 受益者分担金については、すべての方から公平に徴収するために一定のルールを設けています。宅地が1筆のものは、宅地として分担金をいただきますが、実質的に広い宅地で一部が畑などになっている場合は、分筆して地目を替えていただくようお願いしています。

ふれあいドームは子供たちに優先的に開放すべき

塩 史子議員 ニッ沼総合公園に新設された「ふれあいドーム」にゲートボール場ができるということですが、ここは子供たちが雨天の時でも自由に遊ぶことができる

広野町振興公社が果たしている役割を認識すべき

中津伸一議員 広野町振興公社はニッ沼総合公園の管理はもとより、学校給食まで扱っているわけですから、指定管理者制度ができたらということに簡単に民営化できるような問題ではないと思います。子供たちの食の安全を守る上でも振興公社の位置づけというものをもう一度よく協議して、しっかりした対応をとっていただきたいと思えます。

山田町長 私も簡単にいくようなものではないと考えていますが、職員ともども振興公社で管理・運営していただける方法を一生懸命考えます。



いちご栽培をしているフラワーパーク

なぜニッ沼総合公園だけが1年契約なのか

猪狩新一郎議員 今回、町施設の管理運営を指定管理者に委託するにあたり、老人福祉センターや老人デイサービスセンターなどは委託契約期間が3年であるのに対し、ニッ沼総合公園の委託期間は1年になっています。

スペースではなかったのですか。何を優先的に、どういう順番で使わせるつもりですか。

青木企画グループリーダー この施設は多目的施設なので、雨天時に子供さんと親御さんのふれあいの場にもなるし、平日、町内の高齢者がゲートボール等をする場にもなります。特に優先順位はありませんが、あえて付けるとすれば、前もって施設の利用申請が出された段階で優先順位を付けたいと思います。

パークゴルフ場の「芝」、フラワーパークの「いちご」など、そのほかにも時期を考慮し継続して管理すべきものがたくさんあると思います。なぜ、ニッ沼総合公園だけが1年契約なのか、理由を説明してください。

青木企画グループリーダー 公園内の施設については、振興公社以外の企業でも指定管理者になれるよう、今回指定期間を1年としました。

議会を傍聴してみませんか

「議会だより」は、議会での審議をできる限り皆様に伝えるため、審議の内容を抜粋・要約して掲載しています。次の定例会は6月です。傍聴の手続きは、議会事務局で住所と氏名を記入するだけです。関心のある方はぜひ傍聴にお越しください。

お問い合わせは広野町議会事務局まで 電話0240(27)4165